



攻める商人！繋がる商人！

商工会報ふれあい

発行 矢板市商工会
矢板市本町2-18
TEL0287-43-0272
広報委員会

栄えある受賞二十九名 優良従業員表彰式



い、設備投資は限定的で、雇用環境は良好の一方、賃金の伸びはが限られるなど厳しい状況であります。したがいまして、当商工会としても小規模事業者に對しまして、あらゆる支援策を講じてまいりたいと考えております。ここにいらっしゃる皆さんは、

矢板市商工会主催第五十四回優良従業員表彰式が、平成二十八年二月十九日に遠藤矢板市市長他来賓多数を迎え、商工会館を会場に行われました。矢板市商工会員の十三事業所から推薦のあった二十九名の従業員が各種表彰を受賞しました。始めに東泉清寿商工会長より「国内の景気は、一月の月例経済報告によると、このところ一部に弱さが見られるものの、緩やかな回復基調が続いているのと判断であります。生産は横ば

長年に渡り各事業所において仕事に打ち込み、各事業所及び地域の発展に貢献してこられたことに感謝するとともに今後益々のご活躍にも期待したい」とあいさつを行いました。

受賞者を代表して東陽機器工業株式会社勤務の齋藤正さんが「このようなご来賓の方々が多くおられる中でこのような栄ある表彰を受賞できたことに感謝申し上げます。また、この受賞は職場の方々や多くの関係者のご指導、ご支援の賜物

であると深く感謝しております。」と謝辞を述べました。続いて矢板市生涯学習課が所管している市民出前講座で活躍されている御代田誠さんが「メンタルトレーニング講座」と題して記念講演を行いました。



参加した受賞者は、御代田さんの生産性向上に向けたメンタルトレーニングの話に熱心に耳を傾けていました。

◆全国商工会連合会長表彰

齋藤 正
東陽機器工業株式会社

◆矢板市長表彰

- 松本 一広 東昭建設株式会社
- 小林 真樹 日本調理機株式会社栃木工場
- 伴寛 彰 日本調理機株式会社栃木工場
- 金井 テル子 一休
- 高橋 正 東陽機器工業株式会社
- 小森 晋吉 株式会社山久

◆栃木県商工会連合会長表彰

- 菅野 英明 株式会社新野重建
- 高瀬 裕子 医療法人社団為主会尾形クリニック
- 堀江 聡美 株式会社山久
- 平久井 三男 医療法人社団為主会尾形クリニック
- 大宮 裕司 東陽機器工業株式会社
- 黒尾 潤 東陽機器工業株式会社
- 手塚 雅子 東陽機器工業株式会社
- 村上 利男 株式会社新野重建

◆矢板市商工会会長表彰

- 舟山 一三 株式会社山久
- 小川 靖典 株式会社サクシード
- 片岡 賢二 美容室アクール
- 佐藤 勇人 東昭建設株式会社
- 新井 英明 社会福祉法人たかはら学園
- 新村 祐香 社会福祉法人たかはら学園
- 佐藤 由里子 社会福祉法人たかはら学園
- 鈴木 慎樹 社会福祉法人たかはら学園
- 齋藤 艶 有限会社石塚製作所
- 中島 勝之 社会福祉法人たかはら学園
- 揚石 有美 株式会社サクシード
- 東田 伊功 那須信用組合矢板支店
- 檜山 直敬 東昭建設株式会社
- 沼尾 知樹 株式会社栃木銀行矢板支店

国の小規模企業支援法に基づく経営発達計画が認定！

経営発達計画とは？

地域商工業者の“持続的な発展”を目的として、矢板市商工会が国に申請していた「経営発達支援計画」が、平成27年12月25日経済産業大臣の認定を受けました。認定期間は、平成28年度から平成31年度まで。なお、県内では、合わせて10の商工会(矢板市、下野市、足尾町、野木町、都賀町、塩谷町、氏家、那須町、那須塩原市、湯津上)が認定されました。
今後は、売上げや利益を確保するため、経営の根幹に係る支援(経営発達支援事業)に重点を置くこととなります。今後、当商工会では、特に小規模事業者の事業持続化推進のため、積極的な支援を行ってまいります。

1. 地域の経済動向調査に関する事

「地域の消費者及び小規模事業者の経済動向実態を把握すること」を目的に、各種調査を活用した地域の経済動向に関する情報の収集・整理・分析及び提供を行います。

2. 経営状況の分析に関する事

「個々の事業者の経営課題を抽出し、事業計画策定の方向性、必要となる需要動向情報の種類・開拓方法を見極めること」を目的に、巡回・窓口相談、各種セミナーの開催等を通じて、経営状況の分析を行います。

3. 事業計画策定支援に関する事

「個々の事業者が経営課題を解決し、需要を見据えた事業計画を策定すること」を目的に、これまでに実施してきた「経営計画策定支援セミナー」の開催や、金融指導、各種補助金申請支援を通じて、計画策定の指導・助言を行います。また、創業・第二創業(経営革新)者には、目指す方向性を確認し、計画策定の指導・助言を行います。

4. 事業計画策定後の実施支援に関する事

「事業計画に従って行われる事業が、確実に実施されること」を目的に、個々の事業者のペースと頻度、必要量を見極め、必要な時に必要なだけの「伴走型」の指導・助言を行います。

5. 需要動向調査に関する事

小規模事業者の販売する商品・サービス(技術)の需要動向に関する情報について、「将来性の判断に有効かつ最新の情報として提供すること」を目的に、収集、分析及び提供を行います。

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関する事

「課題の解決」を目的に、マスメディア、各種広報誌等による広報、展示会・商談会等の開催又は参加、ホームページ、ソーシャルメディア

ア等のITの活用等、需要の開拓に寄与する事業を行います。

◎ 地域経済の活性化に資する取組み
地域経済の活性化は、地域に密着して事業を行う小規模事業者の振興に直結するものです。「面的支援」とし具体的には、市「ふるさとまつり」参加協力、「やいた軽トラ市」開催、地域ブランド育成、プレミアム付商品券の発行事業、新たに木の駅プロジェクト支援などに取組んでいきます。



▲経済産業省からの認定通知書の写し

●具体的な計画の内容詳細は、中小企業庁のホームページに掲載

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/ninteikeikaku.html>

追って次年度の総代会資料やその事業計画書ごとにご案内いたします。

●この計画の認定を受けた地区の商工会では、小規模事業者経営発達計画資金制度なども利用できるようになりました。詳しくは、矢板市商工会 ☎0287-43-0272 までお問い合わせ下さい。

小規模事業者持続化補助金申請への近道！ 経営計画策定セミナー開催！！

ご存知ですか？ 通称：持続化補助金！

◎小規模事業者が経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取組みに対して**50万円**を上限に補助(補助率2/3)が出ます。(海外展開、雇用対策、買物弱者対策に取組む場合：上限100万円その他複数事業者の連携もあり。詳細は要綱にて・・・)

◎計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会の指導・助言を受けられます。

【対象となり得る取組事例】

- ①販促用チラシの作成・配布
- ②販促用PR(マスコミ媒体・Webサイトでの広告)
- ③商談会・見本市への出展
- ④ネット販売システムの構築
- ⑤移動販売・出張販売
- ⑥店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む)
- ⑦商品パッケージ(包装)の改良
- ⑧新商品の開発
- ⑨景品・販促品の製造・調達など・・・

消費税率引き上げや円安による原材料費等の高騰、消費者ニーズの変化など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような中、継続的に経営をしていくためにはしっかりとした経営計画の作成は欠かせません。また、各種補助金・助成金申請においても経営計画書の作成は必須となっております。そこで本セミナーでは、自社の強み・弱みを把握し、更に発展していくための「経営計画書」を作成するポイントについて説明いたします。

セミナー終了後には、個別相談も実施する予定であります。是非ともご参加下さい。

◇実施日時と内容

1日目 平成28年4月13日 (水)

午後1時30分～午後4時30分

<内容>

事業計画策定の必要性・補助金制度の概要
・申請書の作成(ワーク)

2日目 平成28年4月20日 (水)

午後1時30分～午後4時30分

<内容>

具体的な記入事例の紹介・事業計画書の
ポイント・申請書の作成(ワーク)

◎講師

株式会社ネオクラシック

中小企業診断士

柴田幸紀氏

(店舗ブランディング支援・創業支援等)

【プロフィール】

1977年大田原市生まれ。大学卒業後、音楽活動を行っていたが、あえなく挫折。平成15年に地元大田原市に帰り、県内の小売りチェーン店に就職。その後、塾の講師や家業である不動産業を経て、平成26年法政大学経営大学院卒業後、株式会社ネオクラシックを設立し、現在に至る。専門は、お店のブランディングや統計解析によるマーケティング分析。



◇受講料：無料 ◇会場：矢板市商工会2階会議室

◇お申込み：下記の申込み用紙にご記入の上、FAXにてお申込み下さい。

(TEL 43-0272 FAX 43-1767 【締切4月10日】)

◇経営計画策定セミナー申込書

FAX 43-1767

事業所名		連絡先 TEL/FAX	
氏名		参加日	両日・4/13水 4/20水 いずれかに○ ※採択を目指すなら2日間の参加をお勧めします

小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者が、商工会の助言を受けて経営計画を作成・申請し、全国商工会連合会で計画が採択された場合、取り組む費用の3分の2が補助されます。

補助内容は？

補助上限額 50万円※

※海外展開、雇用対策、買物弱者対策に取り組む場合
上限100万円

※複数の事業者が提携して取り組む共同事業の場合
上限100万円～500万円

連携する小規模事業者数によります

補助対象経費の3分の2以内

●補助対象者は？

商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者 個人・法人

業種	常時雇用従業員数
卸売業・小売業	5名以下
サービス業で宿泊業・娯楽業以外	5名以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20名以下
製造業その他	20名以下

※中小企業等協同組合、有事責任事業組合、医療法人、宗教法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、農事組合法人、任意団体等は補助対象者に該当しません。

補助対象経費

- 機械装置費
- 広報費
- 展示会等出展費
- 開発費
- 外注費 他



栃木県商工会連合会締切日 平成28年5月13日(金)※県連着締切日消印有効
矢板市商工会締切日 平成28年5月 6日(金)
交付決定は、平成28年7月(予定)

●補助金活用の流れ・・・

1 経営計画の策定・申請書の作成

市場動向、自社の強み等分析し、販路開拓や業務効率化、生産性向上案を検討し、事業計画書を作成しましょう。

2 商工会へ申請書を提出

商工会が事業計画等の内容を確認し、事業支援計画書を作成し、発行いたします。

3 申請内容の審査

栃木県商工会連合会にて外部有識者による書類審査を行い、全国商工会連合会にて審査会を行います。

4 補助金の交付決定

採択が決定されると、採択者に「補助金交付決定通知書」が送付されます。※交付決定前の経費は補助対象外となります。

5 販路開拓等の取組み実施

事業計画に沿った販路開拓に取り組みましょう。
※補助事業の内容を変更するには事前承認が必要です。

6 実績報告書を作成し提出

事業終了後には、実績報告書を作成し提出していただきます。※実績報告後、補助金が支払われます。

伝承の味！人気投票第1位「味一番」

津村和義さん



を経て、地元矢板に戻ったのは二十一歳の頃。

「修行中は味見もさせてもらえなかった」と、

料理のいろはを教わるのではなく、先輩の技

を盗む厳しい毎日だったという。先代と厨房

で肩を並べるようになってからは、先代が大切に

してきた味を受け継ぎながら自分の味を模

索した。そして、過日「HAPPY HAPPY

PO Project」事業の一環として開催

された「矢板のラーメン人気投票」では、参

加を表明した市内十五店舗中、見事一位を獲

得。常連客のみならず遠方から訪れる客も増え、名実

共に「味一番」となった。■旨辛！酸辣湯麺（スーラー

タンメン）（七五〇円）七種類の野菜が入った酸



味・辛味が効いたとろみのあるスープは、麺によく絡

まり、最後まで熱々のまま味合うことができる。今では

看板メニューとなった酸辣湯麺だが、二十五〜二十

六年前は注文する人が少なかったという。最初は女性

客の口コミから人気が広がり、瞬く間に酸辣湯麺の味

が浸透していった。お店の看板メニューになるまでに

は、お客さんの反応を伺いながら提供の方法を変えた

りと、商売人として次の一手を考えてきたという。

「酸辣つけ麺」もその一つ

で、夏にも酸辣湯麺を食べることができるようにとご主人のアイデアから生まれたものだ。

■次に続く店へ

「いまでも餃子の仕込みは親父。出前の配達も現役で頑張ってくれている。親父が元気なうちに店を大きくして、三代目に続けたい」



と、今後の夢を語るご主人。

これからも「お客さんの喜ぶ顔が見たい！」と、訪れる人の喜びを糧に日々メニュー開発にも取り組んでいる。現在も新メニューを考案中とのこと、桜が舞

■「味一番」とは？

矢板郵便局の隣に店を構える「味一番」。赤い暖簾をくぐると店内はカウンター席と座敷席もあり、家族連れでもゆっくりと食事を楽

しむことができる。麺類や

定食、餃子などの一品料理

まで、約六〇種類の手書き

メニューが壁一面に貼られている。ご主人の津村和義

さんが東京での下積み時代

う頃には新たな看板メニューが誕生するかもしれない。

味 一 番

営業時間

11:00~14:00
17:00~19:45

住所 矢板市扇町2丁目-1番-27号
TEL 0287-43-0012
定休日 第2・4・5日曜日

資金繰りに困っている小規模事業者のみならず

小規模事業者経営改善資金融資制度 (マル経融資)

①小規模事業者の資金繰りを支援します。

- ・日本政策金融公庫が運転資金や設備資金を融資します。
- ・従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方(小規模事業者)が利用できます。
- ・平成26年1月7日から、サービス業のうち、宿泊業、娯楽業(映画館等)の従業員要件が緩和され、従業員20人までの事業者が新たに融資対象になりました。

②2,000万円までの融資が受けられます。

- ・ただし、1,500万円超の融資を受ける場合には、融資前に事業計画を作成し、融資後に融資残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。

③無担保・無保証人・低利で融資が受けられます。

- ・金利は1.15%(平成28年3月現在)です。
- ・貸付期間は、運転資金7年以内、設備資金10年以内です。

④商工会・商工会議所の経営指導を受けていることが要件です

- 貸付対象者:小規模事業者であり、以下の要件を全て満たす方
- ・商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を6ヶ月以上受けていること。(商工会・商工会議所の会員である必要はありません)
 - ・所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を完納していること。(納税すべき税額がゼロの事業者も本制度を利用できます)
 - ・同一の商工会・商工会議所の地区内で1年以上事業を行っていること。
 - ・借入れ後半年以内に経営指導員の実地訪問等を1回受けること。

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者のみならず

小規模事業者経営発達支援融資制度

①事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援します。

- ・経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から、売上の増加や収益の改善、持続的な経営のためのビジネスプラン策定の助言とフォローアップを受ける等、一定の要件を満たした小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が、事業の持続的発展のための取組に必要な設備資金及びそれに付随する運転資金を低利で融資します。

②7,200万円までの融資が受けられます。

- ・特別利率Aまたは特別利率Bとなります。利率についてはお問い合わせ下さい。
- ・貸付期間は、設備資金20年以内(償還2年)、それに伴う運転資金8年以内(償還2年)です。

③経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所の経営指導を受けていることが要件です

- 貸付対象者:小規模事業者であり、以下の要件を全て満たす方
- ・経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による指導及び助言を受けていること。(商工会・商工会議所の会員である必要はありません)
 - ・認定を受けた経営発達支援計画に沿って、事業計画の策定を行うこと。
 - ・一定の雇用効果(新たな雇用または雇用の維持)が認められること。
 - ・小規模企業経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修に参加するなど人材の確保・育成に努めていること。

※ご相談の際は、申告書・決算書各2期分、直近の試算表等を準備ください。
詳しくは、矢板市商工会 TEL 0287-43-0272 までお問い合わせください。

平成28年度出張「経営よろず・創業相談会」日程

経営での悩み、困りごと、創業を考えの方など、無料で専門家のご相談が受けられます。

中小企業・小規模事業者が抱える起業から経営安定までの各段階にニーズに応じて、様々な経営課題に対応する相談内容を専門家がお受けし適切なアドバイス・支援が無料で受けられます。是非ご利用下さい。

開催相談日

平成28年 4月12日(火)
(9:00~17:00)

7月12日(火)
10月11日(火)

平成29年 1月17日(火)
(13:00~17:00)

※4月12日のみ午前9時からになります。

■会場 矢板市商工会2階大会議室

■相談員 (公財) 栃木県産業振興センター専門家

■相談内容 経営に関するすべての相談

※4月12日については小規模事業者持続化補助金の個別相談を受付けます。

■問合せ申込み

矢板市商工会 TEL0287-43-0272

(公財) 栃木県産業振興センター新事業支援課 TEL028-670-2601